

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告
(建築のためのサ - ビスその他の技術的サ - ビス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成30年3月12日
西日本高速道路株式会社中国支社
支社長 小橋 慶三

1 業務概要

(1) 業務名 山口高速道路事務所管内 (特定更新等) 土木施工管理業務

(2) 業務箇所 中国自動車道 自) 鳥根県鹿足郡吉賀町
至) 山口県下関市棕野町
山陽自動車道 自) 山口県山口市鑄銭司
至) 山口県山口市黒川
山陽自動車道 自) 山口県宇部市東岐波
(宇部下関線) 至) 山口県下関市吉田地方

(3) 業務内容

本業務は、中国支社山口高速道路事務所管内において、特定更新等事業及び耐震補強工事の施工管理業務を行うものである。

(4) 履行期間 平成30年7月1日～平成31年6月30日 (365日間)

(5) 次年度以降の取扱い

本業務は、次年度以降も行う場合がある。

次年度以降の業務の実施にあたっては、発注者が行う本業務の業績評価及び発注者が提示する次年度の工事計画等に対して、受注者が作成する業務執行体制を勘案し、本業務の実施者と随意契約をする場合がある。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則 (平成17年細則第7号) 第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 西日本高速道路株式会社における平成29・30年度調査等競争参加資格 (土木施工管理) の認定を受けている者であること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領 (平成17年要領第96号) 」に基づき、「地域2」において、指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 簡易公募型プロポーザル方式に関する事項

簡易公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類 (以下「参

加表明書」という。)を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類(以下「技術提案書」という。)を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。

4 手続等

(1) 担当部署

〒731-0103 広島県広島市安佐南区緑井2-26-1

西日本高速道路株式会社 中国支社 総務企画部 経理課 課長代理 松川 英充

電話 082-831-4441

FAX 082-831-4571

(2) 説明書の交付期間及び方法

期間：平成30年3月12日から平成30年3月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除く。)

方法：入札情報公開システムより、提供する。<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「172001324」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、上記(1)の場所において入手することができる。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成30年3月22日午後4時00分

場所：上記(1)に同じ。

方法：本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送(1)すること。

1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

(4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成30年4月13日午後4時00分

場所：上記(1)に同じ。

方法：持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送すること。

(5) 見積書提出の期限、場所及び方法

期限：平成30年5月14日午前10時00分まで(ただし、郵便(書留郵便に限る)又は託送による見積書の提出については、期限までに上記(1)へ必着させること。)

場所：上記(1)に同じ。

方法：持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送すること。

(6) 見積り合せの日時及び場所

日時：平成30年5月14日午前10時00分

場所：上記(1)に同じ。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 入札保証金 免除。
 - 契約保証金 免除。
- (3) 見積の無効
 - 本公告に示した技術提案を行わせる者に選定されるために必要な要件を満たさない者のした見積、参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
 - 上記3で特定された見積者で、契約制限価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記4(1)に同じ。
- (8) 上記2(2)に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (9) 外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は平成30年3月29日(木)を予定する。
- (10) 詳細は説明書による。

以上